入 札 説 明 書

目次

1	入札説明	書	P1 ∼	P5
2	仕 様	書	P6 ~	P7
3	別紙様	式	P8 ∼	P10
4	記入	例	P11 ∼	P13
5	型 約 書	宏	P14 ∼	P19

橿原市四条町840番地 公立大学法人奈良県立医科大学 病院管理課

入札説明書

哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札実施については、本法 人の会計規程及び契約規程、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとし ます。

- 1. 入札に関する事項
 - (1) 内容

哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託 (詳細は、別紙仕様書のとおりとします。)

(2) 契約期間

2022年4月1日~2025年3月31日

(3) 履行場所

奈良県橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学附属病院内

- 2. 入札契約事務に関する事項
 - ①公告及び入札説明書配布開始日 令和4年 2月 3日(木)

②入札説明書配布終了日

令和4年 2月28日(月)

※平日午前9時~正午まで及び午後1時~午後4時半まで

③入開札

令和4年 3月 7日(月)

3. 入札説明会等

入札説明会は行いませんので、別に質疑の時間を設定します。 質疑があれば、FAXに て受け付けます。質疑で見積金額に影響する内容があれば、入札参加各社に連絡します。

①質疑受付期間:令和4年3月3日(木)~3月4日(金)

午前9時~午後4時

②FAX番号 : 0744-22-4121

③担 当 者 :病院管理課 病院総務係 東

- 4. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - (1) 使用言語:日本語とします。
 - (2)通 貨:日本国通貨とします。
- 5. 入札、開札の日時及び場所等
 - (1) 入札、開札の日時及び場所

日時:令和4年3月7日(月) 午前10時00分

場所:橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学

臨床研修センター1階 カンファレンス室

(2) なるべく公共交通機関をご利用ください。

6. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1)公立大学法人奈良県立医科大契約規程第3条第1項及び第2項の規程に該当しない者であること。
- (2)公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置(奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。)期間中でないこと。
- (3) 奈良県における競争入札参加有資格者名簿に、営業種目が「Q7:諸サービス」に登録されていること。
- (4) 直近5カ年において、病床数500床以上の病院で、滅菌業務に係る受託実績があること。
- (5) その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

7. 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ密封、割印し、かつ、封書の表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託」と記入してください(別紙記入例を参照)。なお、入札場所への出席は1社1名とします。

8. 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は < 別紙様式2 > によることとします。
- (2) 入札書の記載にあたっては、以下の点に注意してください。
- ア. 件名は、〈 哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託 〉とします。
- イ. 年月日は入札書の提出日とします。
- ウ. あて名は〈公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司〉とします。
- エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあっては奈良県(会計局総務課調達契約係)に届出済みのものとします。
- オ. 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、< 別紙様式3 > の委任状を提出してください。
- カ. 入札書に記載する金額は、納品に要する一切の諸経費を含んだ額を記入してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同じ印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする)をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。

- (6) 入札執行回数は、2回を限度とします。
- (7) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができます。

9. 入札保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第4条に定めるところによります。

ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約 規程第17条第2項の規定に基づき損害賠償を請求する場合があります。

10. 開札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席(1社1名)して行うものとします。

11. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 所定の入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

12. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって 入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者があるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき、落札者を決定するものとします。
- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、 当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するため に、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随 意契約に移行する場合があります。

13.契約保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによります。

14. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由がある と認められるときは、契約を締結しないものとします。

ア 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店

又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)又は暴力団員 が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的 で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると き。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非 難されるべき関係を有しているとき。
- カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその 相手方としていた場合(カに該当する場合を除きます。)において、奈良県立医科大 学が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

15. 契約の解除

契約締結後、契約者について14のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、14のア、ウ、エ及びオ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるもの とします。

16. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

17. 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、各自1通を保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。

18. 当該入札に関する事務を担当する部局

住 所: (〒634-8522) 橿原市四条町840番地

名 称:公立大学法人奈良県立医科大学病院経営部病院管理課病院総務係

TEL:0744-22-3051 (内線3239)

FAX: 0744-22-4121

19. その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は指名停止を受けたりした場合は契約を締結しません。
- (2) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守るよう注意してください。

哺乳瓶等滅菌·洗浄業務委託 仕様書

委託者(以下「甲」という)と、受託者(以下「乙」という)の間で締結する「哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託」における仕様は、以下のとおりとする。

1. 業務概要

- (1) 配送日·時間
 - ① 月曜日~土曜日 9:00~11:00
 - ② 日曜日、祝祭日は休みとする。ただし、週2日以下とするとともに連休となる場合には甲と乙で協議のうえ日程を調整し、休日業務を行う。

(2) 対象器具

滅菌温度	器具名	滅菌単位	予定数(袋/月)
高温	哺乳瓶(100)	5本	1,460
	哺乳瓶(200)	2本	290
高温	キャップ黄色	10 個	300
(121∼126℃)	キャップピンク	10 個	90
	キャップ青	10 個	110
	シリコンホース	1本	4
低温	乳首 標準S	10 個	130
(120℃以下)	(シリコン、イソプレンゴム)		
	乳首 低	10 個	80
	(シリコン、イソプレンゴム)		
	乳首 一般	10 個	480
	(シリコン、イソプレンゴム)		
	乳首 テテオ	10 個	120
	(シリコン、イソプレンゴム)		

(3) 業務内容

① 器具準備

- ・甲は、対象品に一次洗浄もしくは蛋白凝固防止剤の噴霧を行い、指定の容器に器具を収容する。
- ・甲は、あらかじめ乙が用意する「滅菌物受渡伝票(4枚複写)」に、滅菌を依頼する器具の 種類と数量、その他必要事項を記入しておく。

② 器具回収

- ・乙の配送員は、事前に取り決めた日時に訪問する。
- ・所定の場所から、準備されている器具を回収する。その際、添付の伝票と突き合わせて器 具を確認し、所定の欄にサインを書いて甲の控えを残す。

③ 器具納品

- ・乙の配送員は、預かった器具を滅菌した状態で甲へ納品する。甲は受け取った器具と伝票 を確認し、所定の欄にサインを書き甲乙双方で伝票を受領する。
- ・蒸気滅菌は回収2日後に納品する。

(4) その他業務

- ① 新規の滅菌依頼器具
 - ・新規に滅菌依頼される物品については、甲は乙にその洗浄方法、滅菌方法、その他注意事項について書面を用いて指示を行う。
- ② 滅菌品質確認
 - ・滅菌品質の確認方法は、乙の確認方法に準ずる。詳細な確認が必要な場合は、甲と乙で協議のうえ定めることとする。
- ③ 事故等発生時の対応
 - ・器具回収時に発見した場合は、乙は回収確認時その場で甲へ連絡し、甲は対処の検討を行 なう
 - ・滅菌センターでの作業中に発見した場合は、乙は甲へ連絡し、甲は対処を検討のうえ乙へ 対処の指示を行う。乙は作業ミス報告書を作成し、甲へ提出する。乙は器具の補填につい て速やかに対処する
- ④ 問い合わせ、変更対応、緊急対応
 - ・ 突発的な供給時間の変更など、業務内容の変更が生じた場合、甲と乙とで協議を行なう。 重大な事故などが発生した場合は、契約書に基づき対応を行なう。
 - ・業務時間外や休日における緊急連絡体制は、甲乙ともに連絡先と担当者を明示し、各担当 者間で連絡を取り合うこととする。
- ⑤ リコール体制と手順
 - ・滅菌不良、器具の汚染・破損、包装不良等、滅菌工程中及び滅菌後に異常発生を確認した 場合は、乙は状況を確認のうえ、必要に応じて甲へ連絡を行なう
 - ・乙は、関連装置メーカーへの点検・確認依頼など状況の確認を行ない、必要に応じてメーカーへ装置点検を依頼する等、原因の追究とその対策を講じる

2. 経費負担

業務遂行に必要な次の経費については、乙の負担とする。

- (1) 滅菌物受渡伝票、器具運搬用容器、使用済み器具収納容器
- (2) 院外滅菌業務における洗浄剤、消毒剤、滅菌バッグ、不織布、その他関連消耗品費
- (3) 滅菌センター内の機械設備に関する定期保守点検費及び経年劣化・定期交換修繕費

3. 休日及び時間外業務

甲の要請により休日及び時間外業務を行う場合は、甲乙で事前に協議する。

入 札 書

<u></u>件名 哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託

対象品目	う	予定数	数量	/月(D	1 包当たり 単価金額 ②					納入金額 ③=①×②×)×12ヶ	·月	
哺乳瓶 100ml(5本入り)	1	4	6	0	包					円							円
哺乳瓶 200ml(2本入り)		2	9	0	包					円							円
乳首 標準S		1	3	0	包					円							円
乳首 低			8	0	包					円							円
乳首 一般		4	8	0	包					円							円
乳首 テテオ		1	2	0	包					円	***************************************						円
キャップ 黄色		3	0	0	包					円							円
キャップ ピンク			9	0	包					円							円
キャップ 青		1	1	0	包					円							円
シリコンホース				4	包					円							円
計④																	円
契約期間分計⑤=④×3年															円		

※いわゆる税抜き価格で記入すること。

納入場所 橿原市四条町840番地 地内

【注意事項】

総額 (★欄) の最低価格をもって、入札金額とします。

入札公告、入札説明書、および仕様書等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

 令和
 年
 月
 日

 公立大学法人
 奈良県立医科大学

 理事長
 細井
 裕司
 殿

入札者 住所

氏名

印

委 任 状

私はを代理人と定め

以下の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

件名 哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託

納入場所 橿原市四条町840番地 地内

受任者 使用印

令和 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学 理事長 細 井 裕 司 殿

(委任者)

住 所

氏 名

入札辞退届

入札年月日 令和 年 月 日

入 札 物 件 哺乳瓶等滅菌·洗浄業務委託

下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退理由

令和 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学 理事長 細 井 裕 司 殿

住 所

氏 名

印

入 札 書

<u></u>件名 哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託

対象品目	予定数量/月① 1 包当たり 単価金額 ②		納入金額 ③=①×②×12ヶ月]									
哺乳瓶 100ml(5本入り)	1	4	6	0	包		0	0	0	円			0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
哺乳瓶 200ml(2本入り)		2	9	0	包		0	0	0	円			0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
乳首 標準S		1	3	0	包		0	0	0	円			0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
乳首低			8	0	包		\bigcirc	0	\bigcirc	円			0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
乳首 一般		4	8	0	包		0	0	\bigcirc	円			0	\bigcirc	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
乳首 テテオ		1	2	0	包		\bigcirc	0	\bigcirc	円			0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
キャップ 黄色		3	0	0	包		0	0	\bigcirc	円			0	\bigcirc	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
キャップ ピンク			9	0	包		0	0	0	円			0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
キャップ 青		1	1	0	包		0	0	\bigcirc	円			0	\bigcirc	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
シリコンホース				4	包		0	0	\bigcirc	円			0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	円
計④									\circ	0	0	0	0	0	0	0	円		
契約期間分計⑤=④×3年								\circ	0	0	0	0	0	0	\circ	円			

※いわゆる税抜き価格で記入すること。

納入場所 橿原市四条町840番地 地内

【注意事項】

<u>総額(★欄)の最低価格をもって、入札金額とします。</u>

入札公告、入札説明書、および仕様書等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

 令和
 年
 月
 日

 公立大学法人
 奈良県立医科大学

 理事長
 細井
 裕司
 殿

入札者 住所

氏名

印

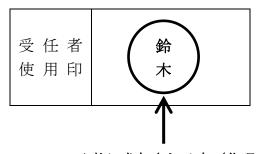
(記入例) 委 任 状

私は 鈴木一郎 を代理人と定め

以下の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

件名 哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託

納入場所 橿原市四条町840番地 地内



令和 年 月 日

入札に参加される方(代理 人)の印鑑(入札当日特参の こと)を押印してください。

公立大学法人 奈良県立医科大学 理事長 細 井 裕 司 殿

会社等の代表者印を 押印してください。

(委任者)

住所 ○○市△△町1丁目2番3号

■■■株式会社

氏名 代表取締役 医大 太郎

入札書封筒の作成例

封筒表面

件名 哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託

納入場所 公立大学法人奈良県立医科大学

入札書在中

令和 ×× 年 ×× 月 ××

日

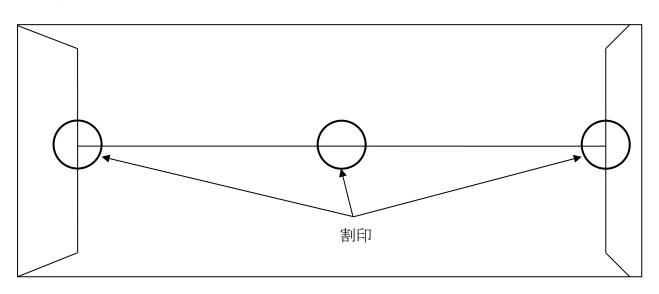
公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司 殿

入札者 ○○市△△町1丁目2番3号

■■■株式会社

代表取締役 医大 太郎

封筒裏面



封緘後、封筒の貼り合せ部分3箇所に代表者印又は受任者使用印で割印してください。

哺乳瓶等滅菌 · 洗浄業務委託契約書

公立大学法人奈良県立医科大学(以下「甲」という。)と○○株式会社(以下「乙」という。) とは、哺乳瓶等滅菌・洗浄業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は「哺乳瓶等滅菌・洗浄業務」の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託内容)

第2条 乙は、甲が別に定める「哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託仕様書(以下)「仕様書」という。」 に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

(委託期間)

第3条 この契約の期間は、2022年4月1日から2025年3月31日までとする。

(契約単価)

第4条 別紙仕様書のとおりとする。

(契約保証金)

第5条 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによる。

(監督者)

第6条 乙は、業務の遂行を円滑に行うため、監督者を選任し、管理を行わせるものとする。

(履行報告及び検査)

第7条 乙は、業務終了後、甲に業務の履行について報告し、履行確認を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第8条 乙は、1ヶ月間業務完了後、1ヵ月分をとりまとめ所定の請求手続きにより甲に請求し、 甲は原則、請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部または一部の遂行を第三者に再委託してはならない。但し、書面 により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本契約の履行上知り得た情報について、契約期間中はもとより契約終了後においても他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。
 - (1) 乙がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が正当の理由がないのに契約を履行の着手を遅延したとき。
 - (3) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
 - (4) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (6) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - (7) 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (10)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (11)この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第6号から第10号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (12)この契約に係る下請契約等に当たって、第6号から第10号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第11号に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (13)この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を損害賠償金として納付しなければならない。
 - 3 甲は、第1項に定める場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要が あるときは、契約を解除することができる。
 - 4 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、委託業務の終了した部分 を確認し、相応する委託料を支払わなければならない。ただし、その委託料は、 甲乙協議して定める。
 - 5 第3項の規定により契約を解除した場合には、契約の解除に関して乙の責め

に帰すべき事由のある場合を除き、これによって乙に損害が生じたときは、甲はこの損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

- 6 乙は、甲に次に掲げる行為があったときは、契約を解除することができるものとする。
 - (1) 正当な理由がなく、代金を支払わない場合
 - (2) 正当な理由がなく、乙の履行を拒んだ場合
 - (3) その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合

(業務上の災害)

第14条 甲は、乙の業務上での災害及び事故による損害について、その責めを負わないものと する。

(損害賠償)

- 第15条 乙が故意又は過失により、建物或いは物品等を破損又は汚損した場合は、乙はその損害 の賠償責任を負うものとする。
 - 2 乙は、業務上の行為により第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(労使紛争)

第16条 乙は、乙とその従業員間において、労働条件等に係る紛争が起こったときは、双方協力 して解決するものとし、甲に影響を与えないものとする。

(遅延利息等)

第17条 遅延利息等その他、定めのないものについては、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程によるものとする。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙両者が協議 して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 橿原市四条町840番地 公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司

Z

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この 契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を 達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行なわなければならない。
 - 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された 資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にそ の取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、 若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後直ちに甲に返還し、 又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱い状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、 必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができ る。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、 速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第 三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰 すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
 - 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除 又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託 仕様書

委託者(以下「甲」という)と、受託者(以下「乙」という)の間で締結する「哺乳瓶等滅菌・洗浄業務委託」における仕様は、以下のとおりとする。

1. 業務概要

- (1) 配送日·時間
 - ① 月曜日~土曜日 9:00~11:00
 - ② 日曜日、祝祭日は休みとする。ただし、週2日以下とするとともに連休となる場合には甲と乙で協議のうえ日程を調整し、休日業務を行う。

(2) 対象器具

			単価
滅菌温度	器具名	滅菌単位	(消費税および地方消費
			税は含まない)
高温	哺乳瓶(100)	5本	
河仙	哺乳瓶(200)	2 本	
	キャップ黄色	10 個	
高温	キャップピンク	10 個	
(121∼126°C)	キャップ青	10 個	
	シリコンホース	1本	
	乳首 標準S	10 個	
	(シリコン、イソプレンゴム)	10 個	
	乳首 低	10 個	
低温	(シリコン、イソプレンゴム)	10 回	
(120℃以下)	乳首 一般	10 個	
	(シリコン、イソプレンゴム)	10 旧	
	乳首 テテオ	10 伊	
	(シリコン、イソプレンゴム)	10 個	

(3) 業務内容

① 器具準備

- ・甲は、対象品に一次洗浄もしくは蛋白凝固防止剤の噴霧を行い、指定の容器に器具を収容する。
- ・甲は、あらかじめ乙が用意する「滅菌物受渡伝票(4枚複写)」に、滅菌を依頼する器具 の種類と数量、その他必要事項を記入しておく。

② 器具回収

- ・乙の配送員は、事前に取り決めた日時に訪問する。
- ・所定の場所から、準備されている器具を回収する。その際、添付の伝票と突き合わせて

器具を確認し、所定の欄にサインを書いて甲の控えを残す。

③ 器具納品

- ・乙の配送員は、預かった器具を滅菌した状態で甲へ納品する。甲は受け取った器具と伝票を確認し、所定の欄にサインを書き甲乙双方で伝票を受領する。
- ・蒸気滅菌は回収2日後に納品する。

(4) その他業務

- ① 新規の滅菌依頼器具
 - ・新規に滅菌依頼される物品については、甲は乙にその洗浄方法、滅菌方法、その他注意 事項について書面を用いて指示を行う。

② 滅菌品質確認

- ・滅菌品質の確認方法は、乙の確認方法に準ずる。詳細な確認が必要な場合は、甲と乙で協議のうえ定めることとする。
- ③ 事故等発生時の対応
 - ・器具回収時に発見した場合は、乙は回収確認時その場で甲へ連絡し、甲は対処の検討を 行なう
 - ・滅菌センターでの作業中に発見した場合は、乙は甲へ連絡し、甲は対処を検討のうえ乙 へ対処の指示を行う。乙は作業ミス報告書を作成し、甲へ提出する。乙は器具の補填に ついて速やかに対処する
- ④ 問い合わせ、変更対応、緊急対応

 - ・業務時間外や休日における緊急連絡体制は、甲乙ともに連絡先と担当者を明示し、各担 当者間で連絡を取り合うこととする。
- ⑤ リコール体制と手順
 - ・滅菌不良、器具の汚染・破損、包装不良等、滅菌工程中及び滅菌後に異常発生を確認した場合は、乙は状況を確認のうえ、必要に応じて甲へ連絡を行なう
 - ・乙は、関連装置メーカーへの点検・確認依頼など状況の確認を行ない、必要に応じてメ ーカーへ装置点検を依頼する等、原因の追究とその対策を講じる

2. 経費負担

業務遂行に必要な次の経費については、乙の負担とする。

- (1) 滅菌物受渡伝票、器具運搬用容器、使用済み器具収納容器
- (2) 院外滅菌業務における洗浄剤、消毒剤、滅菌バッグ、不織布、その他関連消耗品費
- (3) 滅菌センター内の機械設備に関する定期保守点検費及び経年劣化・定期交換修繕費

3. 休日及び時間外業務

甲の要請により休日及び時間外業務を行う場合は、甲乙で事前に協議する。